

後期高齢者医療保険料

▶問い合わせ
県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

後期高齢者医療保険料率は、高齢化や医療技術の進歩などの影響による1人当たりの医療費の増加に対応するため、2年に一度見直されます。

保険料は、所得に応じて負担する所得割額と加入者全員が等しく負担する均等割額の合計額となり、個人ごとに計算されます。

平成30・31年度の保険料率などは右のとおりです。

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割額	43,200円	43,200円(変更なし)
所得割率	8.54%	8.54%(変更なし)
賦課限度額	570,000円	620,000円

所得の低い人への軽減割合

総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の人は、所得割額が2割軽減されていましたが、その軽減が廃止されます。一方、均等割額は、世帯の軽減判定所得基準が

引き上げられ、均等割額5割軽減は、被保険者数に乗ずる金額が27万円から27万5千円に、2割軽減については、49万円から50万円に変わり、対象者が拡大します。

	平成29年度	平成30年度
所得割額軽減	2割軽減	廃止

均等割額軽減判定所得基準	5割軽減	基礎控除額(33万円)+27万5千円×被保険者数
	2割軽減	基礎控除額(33万円)+50万円×被保険者数

※均等割額の特例の軽減率である9割軽減と8.5割軽減は平成30年度においても継続。

家族の会社の健康保険などの被扶養者だった人への軽減割合

均等割額が7割軽減から5割軽減に見直されます。

	平成29年度	平成30年度
均等割額軽減	7割軽減	5割軽減
所得割額	負担なし	負担なし(変更なし)

※所得の低い人への均等割額9割、8.5割軽減に該当する場合はそちらが優先。

介護保険料

▶問い合わせ
高齢福祉課 ☎0287(62)7191

第7期(平成30~32年度)の介護保険料基準額を月額5,400円(県内平均は月額5,496円)に見直しました。これは高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、必要とされる介護サービス費などを負担できるよう算出したものです。

段階	対象者	平成30~32年度保険料年額(保険料の調整率)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	29,100円(基準額×0.45) ※軽減後の額です。
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	38,800円(基準額×0.6)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	45,300円(基準額×0.7)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	58,300円(基準額×0.9)
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	64,800円(基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	74,500円(基準額×1.15)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	81,000円(基準額×1.25)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	97,200円(基準額×1.5)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	129,600円(基準額×2.0)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	145,800円(基準額×2.25)



財政運営の安定化を図るため

各種保険料(税)の税率などを改正します

国民健康保険税

▶問い合わせ
国民保年金課 ☎0287(62)7143

今回の改正を反映した国民健康保険税納税通知書を、普通徴収(納付書・口座振替)の人には7月中旬に、特別徴収(年金天引き)の人は9月中旬にそれぞれ世帯主宛てに送りますので、期限内の納付をお願いします。

国民健康保険税は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分(40歳~64歳)をそれぞれ計算し、その合計で税額を決定します。今回の見直しで、①~③の税率や課税限度額などを次のとおり改正します。

	区分	改正前	改正後	比較
①医療給付費分	所得割税率	7.2%	7.9%	0.7%
	資産割税率*1	12.0%	—	△12.0%
	均等割額(1人当たり)	20,000円	21,000円	1,000円
	平等割額(1世帯当たり)	18,000円	19,000円	1,000円
	課税限度額	510,000円	540,000円	30,000円
②後期高齢者支援金分	所得割税率	2.0%	2.0%	—
	資産割税率*1	6.0%	—	△6.0%
	均等割額(1人当たり)	5,900円	5,900円	—
	平等割額(1世帯当たり)	6,100円	6,100円	—
	課税限度額	160,000円	190,000円	30,000円
③介護納付金分	所得割税率	2.0%	2.0%	—
	資産割税率*1	7.2%	—	△7.2%
	均等割額(1人当たり)*2	8,000円	8,000円	—
	平等割額(1世帯当たり)	4,900円	4,900円	—
	課税限度額	140,000円	160,000円	20,000円

※1 資産割は廃止となります。

※2 介護納付金分の均等割額は、40歳~64歳の人数で計算します。



法定軽減の判定所得基準の改正

法定軽減とは、一定の所得金額以下の場合、均等割額と平等割額を7・5・2割軽減する制度です。今回の見直しで、5割軽減と2割軽減の判定所得基準を次のとおり改正し、対象範囲を拡大します(7割軽減は変更ありません)。

	改正前	改正後
2割軽減	33万円+49万円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数
5割軽減	33万円+27万円×被保険者数	33万円+27万5千円×被保険者数

法定軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

今回の改正で対象範囲を拡大した法定軽減は、世帯主や被保険者が所得の申告をしていないと、受けることができません。収入がなかったり、非課税の遺族年金・障害年金だけの人なども、申告をしてください。

※20歳未満で収入がない人は、申告不要です。

▶問い合わせ 国民保年金課 ☎0287(62)7120